

第9期計画素案 説明資料

令和5年度 第3回 高齢者福祉専門分科会

日 時 : 令和5年10月3日（火）

午後10時30分から

場 所 : 市川市役所第1庁舎第4委員会室

本日の次第

議題（１）計画素案（第4章 施策）について

議題（２）進捗管理を行う指標について

議題（３）今後のスケジュールについて

本日の次第

議題（１）計画素案（第４章 施策）について

- **計画の趣旨、基本理念、施策体系**
- 第９期計画策定のポイント

議題（２）進捗管理を行う指標について

議題（３）今後のスケジュールについて

「市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」とは

- 高齢者を取り巻くさまざまな課題に対して、本市が目指すべき基本的な施策目標を定め、その実現に向けて取り組む施策を明らかにする。
- 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築、推進する。
- 老人福祉事業の供給体制の確保に関する「高齢者福祉計画」と、3年を一期として介護保険サービス等の見込み量から計画期間の介護保険料を定める「介護保険事業計画」とを一体のものとして作成する【法定計画】。

本計画の位置づけ

- 国の示す介護保険事業計画の「基本指針」に即して策定する。
- 地域共生社会の実現を目指す「市川市地域福祉計画」の内容を踏まえて策定する。

地域福祉計画：地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項を定める上位計画

- 県で定める関連計画との整合を図るほか、保健・医療や住まいなど“地域包括ケア”の推進に関連する他の計画との、整合や調和を保つよう努める。

地域包括ケアシステムとは

- この植木鉢図は、地域包括ケアシステムの5つの構成要素（住まい・医療・介護・予防・生活支援）が相互に関係しながら、一体的に提供される姿として図示したものです。
- 本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描いています。
- 介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷりと蓄えた土となり、葉として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援しています。



本計画の基本理念と地域包括ケアシステム

地域共生社会の実現

本計画の基本理念（H30～）：

個人の尊厳が保たれ

その人らしく自立した生活を送ることができる

安心と共生のまち いちかわ



地域包括ケアシステム：

尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援する仕組み

地域包括ケアシステム

— 5つの要素が相互に関係しながら一体的に提供される



“尊厳ある自分らしい暮らしの実現”に向けて

- 本人の選択と本人と家族の心構え 【皿】
- 生活の基盤となる“**すまい**”の確保 【鉢】
- 地域の多様な主体によって**介護予防**と**生活支援**が取り組まれること 【土】



- 皿・鉢・土が充実してこそ、専門職による支援（**医療・介護**）が効果を発揮 【葉】

本計画の基本理念の実現に向けて

▶期待される役割

住 民：社会参加や健康づくりに主体的に取り組むとともに、必要に応じて生活支援や見守りを活用し、できるだけ長く、自分らしく自立した生活を送る。

支援者：認知症を発症したり要介護状態となっても、最期まで尊厳が保たれ、その人らしく自立した生活を送れるよう支援を行う。

行 政：将来にわたって安定的な介護サービスの提供体制を確保し、誰もが安心して共に暮らせる地域をつくる。

住民：社会参加や健康づくりに主体的に取り組むとともに、必要に応じて生活支援や見守りを活用し、できるだけ長く、自分らしく自立した生活を送る。



基本目標 1

自分らしく「自立」した生活をおくる



- (1) 多様な社会参加の促進
- (2) 介護予防と健康づくりの推進
- (3) 生活支援や見守りの充実
- (4) 認知症への理解の促進

支援者：認知症を発症したり要介護状態となっても、最期まで尊厳が保たれ、その人らしく自立した生活を送れるよう支援を行う。



基本目標 2

尊厳ある暮らしを最期まで支える

- (1) 高齢者サポートセンターの機能強化とケアマネジメント支援
- (2) 在宅医療・介護連携の推進
- (3) 連携による認知症への支援
- (4) 介護者の負担軽減
- (5) 権利擁護の支援



行政：将来にわたって安定的な介護サービスの提供体制を確保し、誰もが安心して共に暮らせる地域をつくる。



基本目標 3

安心と共生の基盤をつくる

- (1) 誰もが共に暮らす地域へ
- (2) 安心して暮らし続けられる住まいへ
- (3) 介護人材確保と業務効率化の支援
- (4) 保険者機能の強化に向けて

本日の次第

議題（１）計画素案（第４章 施策）について

- 計画策定の趣旨から施策体系まで（振り返り）
- **第９期計画策定のポイント**

議題（２）進捗管理を行う指標について

議題（３）今後のスケジュールについて

第9期高齢者計画策定のポイント

▶地域包括ケアの深化、推進

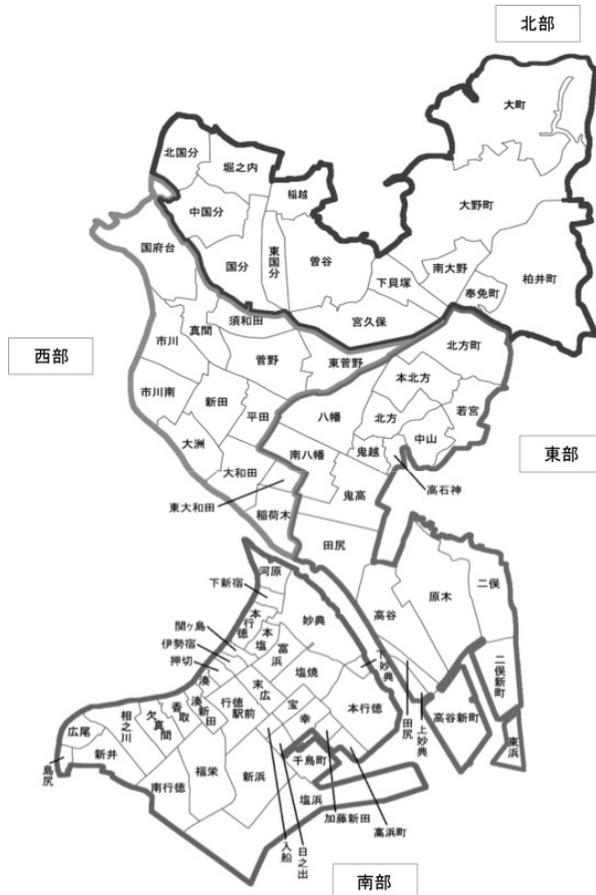
- (1) 15の日常生活圏域で介護予防・生活支援を強化
- (2) 地域支援事業の連動性を意識
- (3) 認知症施策の総合的な展開
- (4) 地域共生社会に向けた取り組みの具体化
- (5) 保険者機能の強化を目指す

第9期高齢者計画策定のポイント

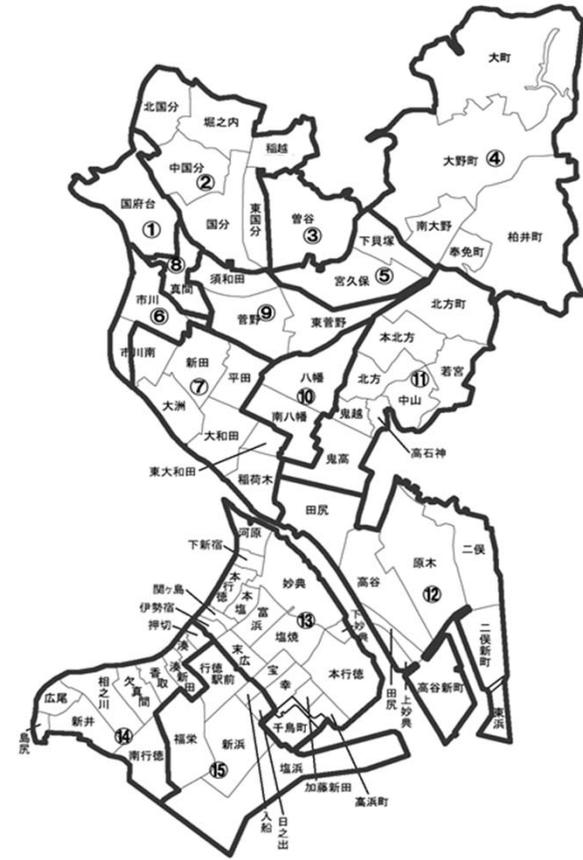
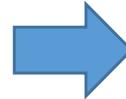
▶地域包括ケアの深化、推進

- (1) 15の日常生活圏域で介護予防・生活支援を強化**
- (2) 地域支援事業の連動性を意識
- (3) 認知症施策の総合的な展開
- (4) 地域共生社会に向けた取り組みの具体化
- (5) 保険者機能の強化を目指す

日常生活圏域の変更（4圏域から15圏域へ）



西部、北部、東部、南部の4つの日常生活圏域



高齢者サポートセンターの担当圏域に一致する15の日常生活圏域

(1) 15の日常生活圏域で介護予防・生活支援を展開

これまでの4圏域から「地区自治会連合会」や「地域ケアシステム」の14区域を踏まえて設定された15圏域に変更することで、**住民や地域の多様な主体による地域づくりの活動と、介護予防・生活支援体制の整備や認知症施策との連携が一層図られ、強化につながる。**

参考) 日常生活圏域 (介護保険法第117条第2項に規定)

住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域として、介護保険法により設定することとされている。国では、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される区域として、中学校区程度をその単位として想定。

(1) 15の日常生活圏域で介護予防・生活支援を展開

○計画への反映

▶P.11 生活支援コーディネーター（SC）の配置

- 1) 地域資源の情報収集
- 2) 個々のニーズ把握と資源へのマッチング
- 3) 不足する地域資源の開発に向けた連携や支援

【関連】

- ▶P.3 社会参加促進に向けた取組み方針
- ▶P.12 生活支援サポーター養成研修
- ▶P.18 市川市高齢者サポートセンターの機能強化
- ▶P.19 地域ケア会議・地域ケア推進会議
- ▶P.35 市川市よりそい支援事業（地域づくり事業） など

第9期高齢者計画策定のポイント

▶地域包括ケアの深化、推進

- (1) 15の日常生活圏域で介護予防・生活支援を強化
- (2) 地域支援事業などの連動性を意識**
- (3) 認知症施策の総合的な展開
- (4) 地域共生社会に向けた取り組みの具体化
- (5) 保険者機能の強化を目指す

(2) 地域支援事業などの連動性を意識

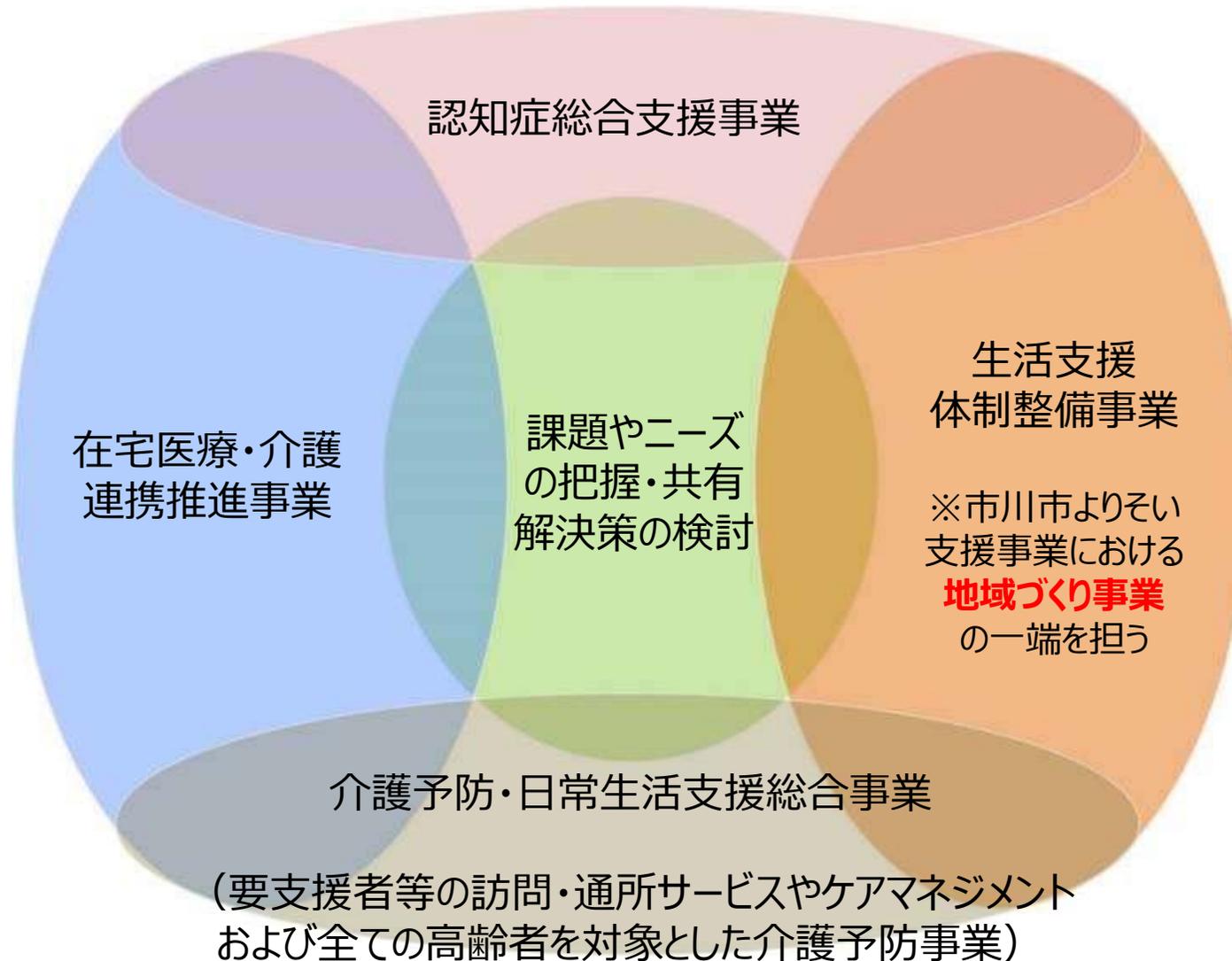
参考) 地域支援事業 (介護保険法第115条の45に規定)

介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。

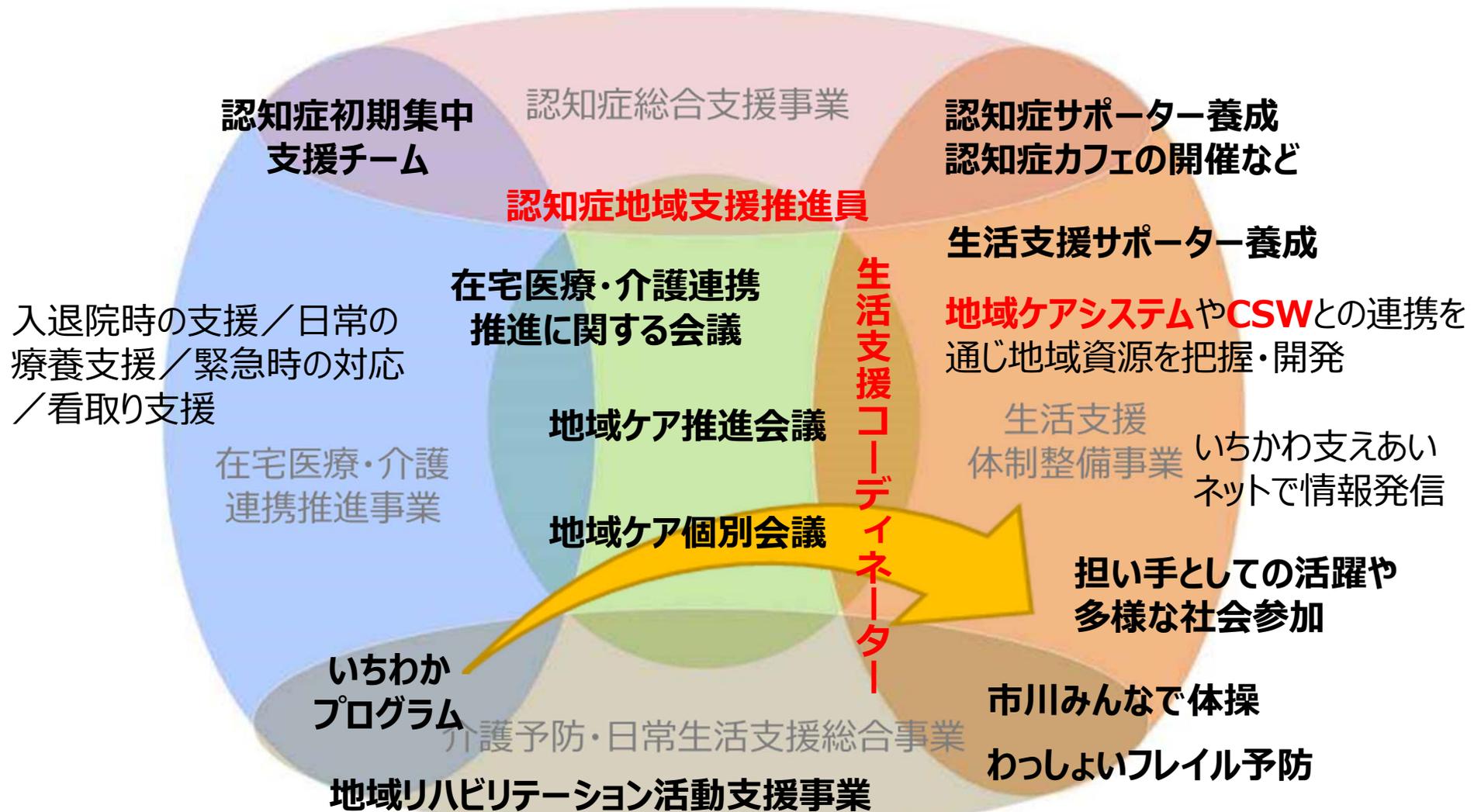
- ・ 要支援者等の訪問・通所サービスやケアマネジメント
- ・ 全ての高齢者を対象とした介護予防事業
- ・ 地域における包括的な相談および支援体制
- ・ 多様な主体の参画による日常生活の支援体制
- ・ 在宅医療と介護の連携体制
- ・ 認知症高齢者への支援体制の構築
- ・ 介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業等

一体的に推進

(2) 地域支援事業などの連動性を意識



(2) 地域支援事業などの連動性を意識



第9期高齢者計画策定のポイント

▶地域包括ケアの深化、推進

- (1) 15の日常生活圏域で介護予防・生活支援を強化
- (2) 地域支援事業の連動性を意識
- (3) 認知症施策の総合的な展開**
- (4) 地域共生社会に向けた取り組みの具体化
- (5) 保険者機能の強化を目指す

(3) 認知症施策の総合的な展開

認知症の人が尊厳を保持し希望を持って暮らせるよう、国や自治体の取り組みを定めた「**共生社会の実現を推進するための認知症基本法**」が本年6月成立。

○第13条 市町村は、国および都道府県の基本計画を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した「市町村認知症施策推進計画」を策定するよう努めなければならない。

○計画は、地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画その他認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

▶▶▶「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の中に位置づける。

(3) 認知症施策の総合的な展開

○計画への反映の考え方

—全ての基本目標に位置づけたうえで、統合するページを作成する。

- ▶基本目標 1-(4) 認知症への理解の促進 (P.15-)
- ▶基本目標 2-(3) 連携による認知症への支援 (P.25-)
- ▶基本目標 3-(1) 誰もが共に暮らす地域へ (P.33-)

【関連】 全ての施策

第9期高齢者計画策定のポイント

▶地域包括ケアの深化、推進

- (1) 15の日常生活圏域で介護予防・生活支援を強化
- (2) 地域支援事業の連動性を意識
- (3) 認知症施策の総合的な展開
- (4) 地域共生社会に向けた取り組みの具体化**
- (5) 保険者機能の強化を目指す

(4) 地域共生社会に向けた取り組みの具体化

○計画への反映

▶基本目標3-(1) 誰もが共に暮らす地域へ (P.33-)

一本計画では、認知症に関する地域の理解が深められ、認知症の人とその家族が日常生活および社会生活を円滑に送ることができ、認知症の人が尊厳を保持しつつ他の人々と共生できる地域の実現を目指します。

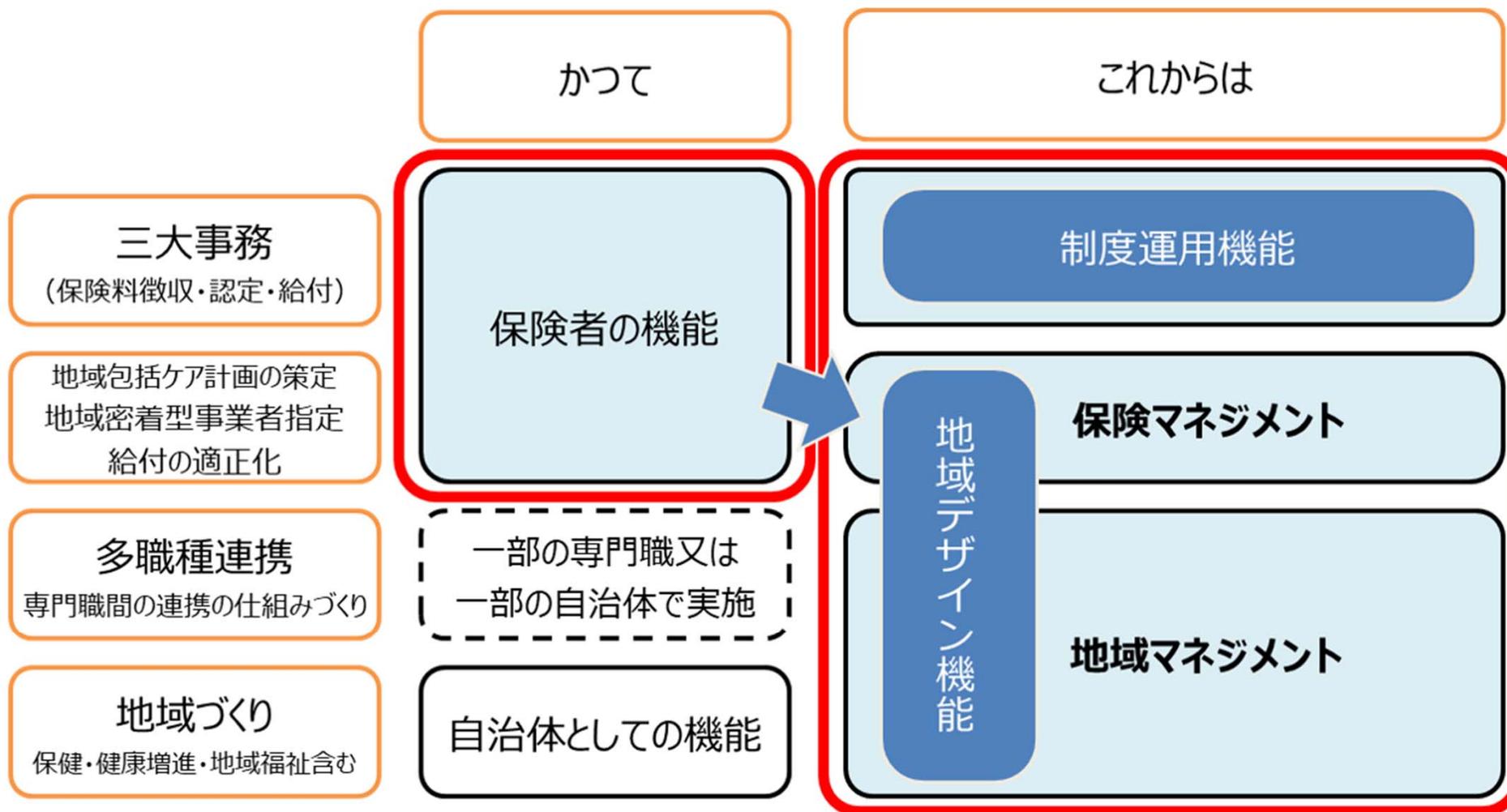
- 「認知症にやさしいお店・事業所」の認定
- ピアサポート活動の充実

第9期高齢者計画策定のポイント

▶地域包括ケアの深化、推進

- (1) 15の日常生活圏域で介護予防・生活支援を強化
- (2) 地域支援事業の連動性を意識
- (3) 認知症施策の総合的な展開
- (4) 地域共生社会の理念の具現化
- (5) 保険者機能の強化を目指す**

(5) 保険者機能の強化を目指す



出典：三菱UFリサーチ&コンサルティング株式会社「<地域包括ケア研究会> 2040年：多元的社会における地域包括ケアシステム-「参加」と「協働」でつくる包摂的な社会」、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた制度やサービスについての調査研究事業（平成30年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業）

(5) 保険者機能の強化を目指す

○計画への反映

▶基本目標3-(4) 保険者機能の強化に向けて (P.43-)

●データ利活用の推進

: 本市の介護保険事業の分析や、日常生活圏域ごとのデータの取りまとめなど。また、データ把握を通じた課題分析への取組み。

第9期計画策定のポイント 表記の工夫など

▶掲載事業にメリハリを持たせる

- ・ 主な事業は詳しく記載
- ・ 他は事業名のみを記載（内容は資料編等に記載予定）

▶事業をイメージしやすくする

- ・ 事業の愛称やロゴを使用（P.9など）
- ・ 事業スキームを図式化
- ・ 事業見込の掲載 など

本日の次第

議題（１）計画素案（第4章 施策）について

議題（２）進捗管理を行う指標について

議題（３）今後のスケジュールについて

進捗管理を行う指標について

○指標の種類と管理方法（案）

1. 進捗管理指標 →当日配布資料1

：PDCAサイクルで目標値に対する進捗管理に取り組む指標であり、個票で報告し、評価をとりまとめて、社会福祉審議会に報告する。

2. 事業指標（仮称）

：事業規模や見通しの把握を目的とした指標。毎年実績を確認するが、個票での進捗管理は行わない。

3. アウトカム指標

①最終アウトカム：基本はこのまま引き継ぐ予定

②中間アウトカム：一部について、見直しを予定

本計画でめざすところ（最終アウトカム）

本計画の基本理念：

個人の尊厳が保たれ
その人らしく自立した生活を送ることができる
安心と共生のまち いちかわ



本計画の最終アウトカム：

- ①健康寿命の延伸
- ②住み慣れた地域・居宅での 自立した生活の維持・継続
- ③生きがいと尊厳の保持

議題（3）今後のスケジュールについて

- **10月16日（月）まで 計画素案に対するご意見・ご質問等**
→ご意見等を踏まえ計画素案の修正
- 11月中旬頃 第3回市川市社会福祉審議会（予定）
- 12月初旬～1月上旬
計画素案に対するパブリックコメントの実施
パブリックコメントの結果を受けて記載調整
- R6年2月初旬 第4回市川市社会福祉審議会（予定）